

内灘町コミュニティバス運行業務に関するプロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、内灘町コミュニティバスの運行業務について、令和5年4月より町が別に定める内灘町コミュニティバス運行計画書〔令和5年4月〕（以下「運行計画書」という。）に基づく運行を開始するに際し、安全かつ円滑な運行の実施に向け、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により運行事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 路線別に、下記のとおりとする。
1. 内灘町コミュニティバス運行業務（循環）
 2. 内灘町コミュニティバス運行業務（往復・通勤通学）
- (2) 業務内容 別に定める「内灘町コミュニティバス運行業務（循環）仕様書」（別紙1）及び「内灘町コミュニティバス運行業務（往復・通勤通学）仕様書」（別紙2）（以下、「業務仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 提案限度額 路線別に、下記のとおりとする。なお、いずれも消費税額及び地方消費税額を含むものとする。また、単年度における全ての経費を含むものとし、車両を新たに調達する場合の費用や機器整備費等も含むものとする。

区分	路線名（仮称）	提案限度額（年額）
循環	1. 時計回りルート	51,000,000 円
	2. 反時計回りルート	
	3. 八の字ルート	
往復・通勤通学	4. 北部ルート	29,000,000 円
	5. 白帆台ルート	
	6. 室ルート	

※応募はいずれか一方の区分に限る。

- (4) 業務期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 備考 選定した事業者と町は、上記を委託期間とする長期契約（債務負担行為に基づく契約）を締結する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可を得ており現に実施している者、あるいは運行開始時期までに許可を得ることが確実である者。
- (2) 石川県内に本店、支店、営業所等を有し、通常運行時及び緊急時において迅速に対応できる体制を整えられる環境であること。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業又はこれに類する運送事業の実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 内灘町暴力団排除条例（平成 24 年内灘町条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

4. 参加手続き等

4-1. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出部数 1 部
- (2) 提出期限 令和 4 年 8 月 1 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）とする。なお、本町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

4-2. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに対する企画提案は、次に定める書類を提出すること。

- (1) 企業概要・運行実績について
企業概要書（様式 2）、運行実績調書（様式 3）に、次の書類を添えて提出すること。
・登記事項証明書（法人）（証明年月日が参加表明書提出前 3 ヶ月以内）【写可】

- ・町税の納税証明書及び国税の納税証明書（法人「その3の3」）（証明年月日が参加表明書提出前3ヶ月以内）【写可】
 - ・印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3ヶ月以内）【写可】
 - ・直近1年の財務諸表【写】（貸借対照表・損益計算書等）
- (2) 運行経費について
見積書（様式5）、人件費明細（様式6）に、見積項目（別表1-1循環、別表1-2往復・通勤通学）について記入し提出すること。
- (3) 利用促進について
収益拡大策（利用促進に関する企画）提案書（様式7）に利用促進施策や利用者の満足度向上に関する企画等を記載する。
- (4) 安全性、利便性の確保等について
基本調書（非価格要素）（様式8）に運行の安全性、利用者の利便性、緊急時の対応能力、環境への配慮について記載する。
- (5) 提出部数 正本1部、副本1部（様式サイズはA4とする。）
- (6) 提出期限 令和4年8月17日（水）午後5時まで
- (7) 提出方法 持参での提出とする。

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式4）にて行うものとする。

- (1) 受付期間 令和4年8月4日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法 メール又はファックスにて提出すること。
- ▶ メールアドレス：kikaku@town.uchinada.lg.jp
 - ▶ ファックス番号：076-286-6709
- (3) 回答日 令和4年8月8日（月）
- (4) 回答方法 全ての質問をとりまとめ、参加表明書を提出した者全員にメールで回答する。

6. 事業者の選定方法

- (1) 審査委員会
事業者の選定は、庁内で組織する内灘町コミュニティバス運行業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 選定方法
審査委員会の委員が、審査基準（別表2）に基づき、プロポーザル参加者より提出された企画提案書等を審査・採点するものとし、プレゼンテーションは実施しないものとする。

合計得点が最も高いプロポーザル参加者を本業務の委託事業者として選定するものとする。ただし、最高得点の者が複数ある場合は、見積価格が安価な者を選定するものとし、同額により選定できない場合は、審査委員会の協議により1者を選定するものとする。また、同様の方法により、次点事業者も併せて選定するものとする。

(3) 審査結果の通知

選定した事業者に対しては、その旨を文書にて通知する。また、選定に漏れた事業者に対しても、その旨を文書にて通知する。

7. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期間を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 不正行為が認められた場合
- (4) 「2.(3)提案限度価格」を超えた場合
- (5) 「3.参加資格」の要件を満たしていない場合

8. 契約手続き

- (1) 町は、選定した事業者と業務仕様書・企画提案書等の内容を基本として協議し、改めて見積書の提出を求め、その結果を踏まえ委託契約を締結する。ただし、選定された企画提案書等の内容及び協議結果によって、業務仕様書の一部を変更したうえで、契約を締結する場合がある。
- (2) 選定した事業者は、運行計画書における運行経路、バス停設置箇所、ダイヤ等について検証するものとし、町は、必要に応じて運行計画書及び業務仕様書の一部を変更する場合がある。

9. 主なスケジュール

- (1) 参加表明書の提出期限
令和4年8月1日(月)午後5時まで
- (2) 質問の受付期間
令和4年8月4日(木)午後5時まで
- (3) 質問への回答
令和4年8月8日(月)
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和4年8月17日(水)午後5時まで

(5) 審査委員会

令和4年8月23日(火)【予定】

(6) 結果の通知

令和4年8月下旬 【予定】

10. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出者数が1者の場合も、審査を実施する。
- (2) 企画提案書等の作成・提出にかかる一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 企画提案書等の提出後の修正、追加及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、返却しないものとし、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (7) この実施要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

11. 提出先及び問い合わせ先

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町都市整備部企画課

TEL：076-286-6727

FAX：076-286-6709

Mail：kikaku@town.uchinada.lg.jp

(執務時間：土、日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分)